

利用者負担額（3歳未満児）

(1) 一般世帯（ひとり親世帯・在宅障がい者世帯を除く世帯）

（単位：円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間（上段）		
		保育短時間（下段）		
		0歳児	1・2歳児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	
第3階層		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	
第4階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	16,700	16,000
第5階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	10,700	10,000
第6階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	25,800	24,000
第7階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	19,800	18,000
備考			56,400	52,000
		50,400	46,000	

- 1 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 2 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 3 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を利用者負担額とします。

階層区分	利用者負担額（月額／人）
第4階層	0円
第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

(2) ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0
第4階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	0
		市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	22,800
第5階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	19,800
		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	32,300
第6階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	29,300
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	43,000
第7階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	40,000
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	53,400
			21,000
			18,000
			29,700
			26,700
			39,600
			36,600
			49,000
			46,000

備考

- 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を利用者負担額とします。

階層区分	利用者負担額（月額／人）
第4階層	0円
第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
第7階層	利用者負担額×0.8

- 備考2及び備考3の規定は、順に適用されます。